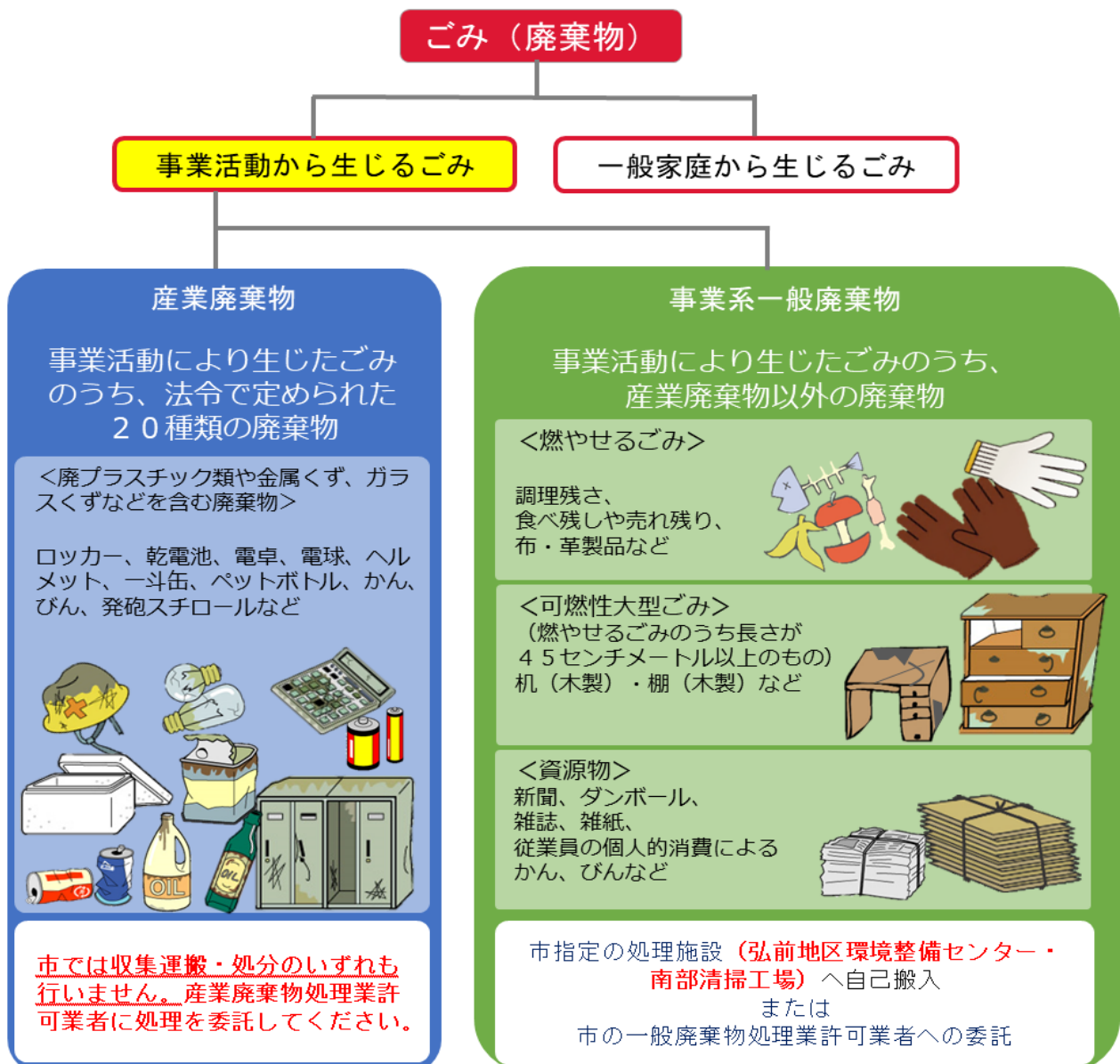


事業系ごみ 分類早見表

事業者の皆さまへ

弘前市では、令和元年12月より、弘前地区環境整備センターへ搬入される事業系ごみのうち、分別が不十分であるものや一般廃棄物ではないものの搬入規制を始めております。分類早見表をご参照の上、分別及び適正排出にご協力くださるようお願いいたします。



※産業廃棄物の処理にあたっては、青森県ホームページ掲載の「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」を参照し、適正に処理してください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/guidebook.html>

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

名 称		分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
あ	空き缶 ※2	資源	-	※2に限る
		産廃	金属くず	
	空きびん ※2	資源	-	※2に限る
		産廃	ガラスくず	
アクリル板	産廃	廃プラ		
アルミサッシ	産廃	金属くず		
い	衣装ケース（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	一斗缶	産廃	金属くず	
	椅子（事務用）	産廃	金属くず 廃プラ	
	椅子（木製）	一廃	-	
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ	リサイクル可能なものは、できるだけリサイクルへ
え	枝・葉・草	一廃	-	できるだけ乾燥させてから処理
	LED蛍光灯	産廃	ガラスくず 金属くず	
	LED電球	産廃	ガラスくず 金属くず	
	鉛筆	一廃	-	
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
お	OA古紙 ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	
	OAチェアー	産廃	廃プラ 金属くず	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

	名 称	分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
か	化学繊維製品	産廃	廃プラ	
	傘	産廃	金属くず 廃プラ	
	カセットテープ	産廃	廃プラ	
	カセットボンベ	産廃	金属くず	
	カッターナイフ	産廃	廃プラ 金属くず	
	紙くず ※3 ※4	一廃	-	
	花びん	産廃	ガラスくず 陶磁器くず	
	壁紙	産廃	廃プラ	
	紙袋 ※3 ※4	一廃	-	
	ガラス製品	産廃	ガラスくず	
	紙パック	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
	瓦	産廃	陶磁器くず	
	乾電池 (※水銀使用製品産業廃棄物)	産廃	金属くず 汚泥	
き	記録メディア（CD、DVD等）	産廃	廃プラ	
	金庫	産廃	金属くず	
	金属製品	産廃	金属くず	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

名称	分類	産廃品目	備考	
※1 従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ	
※2 従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ	
※3 ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ	
※4 ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ	
く	靴（ゴム・化学繊維製）	産廃	廃プラ	天然皮革・繊維製は一般廃棄物へ
	クリアファイル	産廃	廃プラ	
	軍手（化学繊維を含む）	産廃	廃プラ	布・皮製は一般廃棄物へ
	蛍光灯・蛍光ランプ （※水銀使用製品産業廃棄物）	産廃	ガラスくず 金属くず 廃プラ	
け	計算機	産廃	金属くず 廃プラ	
	結束バンド	産廃	廃プラ	
こ	小型家電製品 （電話、プリンター、電気ポット等）	産廃	金属くず ガラスくず 廃プラ	できるだけリサイクルできる事業者へ
	ゴム手袋	産廃	廃プラ	
	ゴム製品（天然ゴム製）	産廃	ゴムくず	※表面が天然ゴムのコーティングで、裏面が別素材（ナイロン・ポリエステル等）の場合、廃プラへ
	ゴム製品（合成ゴム製）	産廃	廃プラ	
	梱包ラップ	産廃	廃プラ	
	雑がみ ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

名称	分類	産廃品目	備考	
※1 従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ	
※2 従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ	
※3 ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ	
※4 ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ	
し	シュレッダーくず	一廃	-	
	自転車	産廃	金属くず 廃プラ	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ	
	シャープペンシルの芯	一廃	-	
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
	消火器	産廃	金属くず 廃プラ	リサイクルシステムへ
	食品トレイ	産廃	廃プラ	
	新聞・雑誌 ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	
水銀灯 (※水銀使用製品産業廃棄物)	産廃	ガラスくず 金属くず 廃プラ		

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

	名 称	分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
す	スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	スチールデスク	産廃	金属くず	
	ストーブ	産廃	金属くず 廃プラ	
	ストレッチフィルム	産廃	廃プラ	
	ストロー ※1	産廃	廃プラ	※1は一般廃棄物へ
	スポンジ	産廃	廃プラ	
	炭（未使用）	一廃	-	
	スリッパ	産廃	廃プラ	
	生花	一廃	-	
	石けん	産廃	廃油	
せ	洗剤の容器（かん）	産廃	金属くず	
	洗剤の容器（プラスチック）	産廃	廃プラ	
そ	ソファ	産廃	金属くず 廃プラ	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

名 称		分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
た	体温計（デジタル）	産廃	廃プラ 金属くず	
	台車	産廃	金属くず 廃プラ	
	タイヤ	産廃	廃プラ	
	タイヤのホイール	産廃	金属くず	
	棚・本棚（金属製）	産廃	金属くず	
	棚・本棚（木製）	一廃	-	
	ダンボール ※3 ※4	資源 一廃	- -	
ち	調味料の容器（かん）	産廃	金属くず	
	調味料の容器（びん）	産廃	ガラスくず	
	調味料の容器（プラスチック）	産廃	廃プラ	
つ	机（金属製）	産廃	金属くず 廃プラ	
	机（木製）	一廃	-	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

	名 称	分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
て	電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	
	電球（LED以外）	産廃	ガラスくず 金属くず	
	電池（※水銀使用製品産業廃棄物）	産廃	金属くず 汚泥	
と	陶器	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	金属くず	
	塗料（固形）	産廃	廃プラ	
	塗料（水性・液状）	産廃	廃酸又は廃アルカリ 廃プラ	
	塗料（油性・液状）	産廃	廃油 廃プラ	
な	長靴	産廃	廃プラ	
	ナイロン袋	産廃	廃プラ	
	生ごみ（厨芥類）	一廃	-	
	南京錠	産廃	金属くず	
ね	ネット	産廃	廃プラ	
	粘着テープ（紙・布製）	一廃	-	
	粘着テープ（化学繊維製）	産廃	廃プラ	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

	名 称	分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
は	灰	産廃	燃えがら	
	廃食用油	産廃	廃油	
	白熱電球	産廃	ガラスくず	
			金属くず	
	パソコン	産廃	金属くず	リサイクルシステムへ
			廃プラ	
	バッテリー	産廃	廃酸	リサイクルシステムへ
			廃プラ 金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	パレット（木製）	産廃	木くず	
パレット（プラスチック製）	産廃	廃プラ		
ハンガー（金属製）	産廃	金属くず		
ハンガー（プラスチック製）	産廃	廃プラ		
ひ	ビデオテープ	産廃	廃プラ	
	ビニールホース	産廃	廃プラ	
	ビニール手袋	産廃	廃プラ	
	ビニール袋	産廃	廃プラ	
	PPバンド	産廃	廃プラ	

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

名称	分類	産廃品目	備考	
※1 従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ	
※2 従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ	
※3 ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ	
※4 ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ	
ふ	ファイル（紙製） ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	
	ファイル（プラスチック製）	産廃	廃プラ	
	ファイルのとじ具（紙製・プラスチック製・金属製）	産廃	廃プラ 金属くず	紙製は一般廃棄物へ
	フィルム	産廃	廃プラ	
	ふせん用紙 ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	
プラスチック製容器包装 ※1	産廃	廃プラ	※1は一般廃棄物へ	
へ	ペットボトル ※2	資源	-	※2に限る
		産廃	廃プラ	
	ヘルメット	産廃	廃プラ	
ほ	ボールペン	産廃	廃プラ	
	ホッチキス	産廃	金属くず 廃プラ	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ	
	保冷剤	産廃	廃プラ	
	本棚・棚（金属製）	産廃	金属くず	
	本棚・棚（木製）	一廃	-	ガラス部分は取り外して、産廃へ

事業系廃棄物の多くは産業廃棄物です。早見表を参考に適正に分類してください。

○分類：産廃…産業廃棄物、一廃…一般廃棄物、資源…リサイクルできるもの

※廃棄物の主な材質で品目の分類をしていますので、材質が異なる場合は品目が異なることがあります。

	名 称	分類	産廃品目	備 考
※1	従業員の個人的な消費により排出されるプラスチック類（弁当の容器など）	一廃	-	可燃ごみへ
※2	従業員の個人的な消費により排出されるペットボトル、缶、びん	資源	-	洗浄・分別してリサイクルへ
※3	ダンボール、新聞、雑誌、OA紙、雑紙など（リサイクルできる古紙類）	資源	-	オフィス町内会などリサイクルへ
※4	ティッシュペーパー、臭いのついた紙、汚れた紙、ワックス加工した紙（紙コップ、カップめん、アイス、ヨーグルト容器など）、油紙、感熱紙（レシート等）、写真、ビニールコーティング紙、圧着はがき、カーボン紙、切手など（リサイクルできない紙類）	一廃	-	可燃ごみへ
ま	マウスパッド	産廃	廃プラ	
	巻尺	産廃	廃プラ	
	マグネット	産廃	金属くず	
	マッチ	一廃	-	
め	メディアケース（CD、DVD等）	産廃	廃プラ	
	メモ紙 ※3 ※4	資源	-	
		一廃	-	
も	モップ	産廃	廃プラ	柄の材質によっては混合物
ら	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	
	ラック（金属製）	産廃	金属くず	
	ラック（木製）	一廃	-	
	ラップ類	産廃	廃プラ	
れ	レインコート	産廃	廃プラ	
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋 ※1	産廃	廃プラ	※1は一般廃棄物へ
	れんが	産廃	陶磁器くず	
ろ	ロッカー	産廃	金属くず	
わ	割り箸	一廃	-	

早見表にないものは、こちらを参考に適正に分類してください。

産業廃棄物の種類		具体例	
すべての業種に共通	1	燃え殻	廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、重油燃焼灰、石炭がらなど
	2	汚泥	工場排水処理や物の製造工程等から排出される泥状のもの (グリストラップ汚泥など)
	3	廃油	潤滑油、洗浄用油、食用油等の不要となったもの
	4	廃酸	酸性の廃液(廃硫酸、廃塩酸など)
	5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液(苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液など)
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等の合成高分子系化合物 (発泡スチロール、食品トレイ、プラマーク容器包装、ペットボトル含む)
	7	ゴムくず	天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄くず、アルミくず等
	9	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(建設廃棄物※は「がれき類」)、 陶磁器くず
	10	鉱さい	スラグ、廃鋳物等
	11	がれき類	建設廃棄物※のコンクリート破片、アスファルト破片等
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガスから集められたばいじん
特定の業種によるもの	13	紙くず	建設業、紙製造業、製本業等の特定の業種から排出されるもの
	14	木くず	建設業、木材製造業等の特定の業種から排出されるもの
	15	繊維くず	建設業、繊維工業等の特定の業種から排出されるもの
	16	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等の特定の業種から排出されるもの
	17	動物系固形不要物	と畜場などから発生した動物の残さ
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏等のもの
	19	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏等のもの
20	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの		

※産業廃棄物の処理にあたっては、青森県ホームページ掲載の「事業者のための産業廃棄物適正処理ガイドブック」を参照し、適正に処理してください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyoguidebook.html>